

最高検訓第 号

最高検察庁職員

最高検察庁行政文書管理規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年 月 日

検事総長 笠間 治 雄

最高検察庁行政文書管理規則の一部を改正する訓令

最高検察庁行政文書管理規則（平成23年最高検訓第2号検事総長訓令）の一部  
を次のように改正する。

第7条第1項中「監察室長」を「監察指導部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

# 最高検察庁行政文書管理規則新旧対照表

(改正部分のみ)

改正後	現行
<p>(監査責任者)</p> <p>第7条 最高検察庁に、監査責任者を1名置くものとし、 <u>監察指導部長</u>を充てる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(監査責任者)</p> <p>第7条 最高検察庁に、監査責任者を1名置くものとし、 <u>監察室長</u>を充てる。</p> <p>2 (略)</p>

## 最高検察庁行政文書管理規則の一部改正の概要

最高検察庁の組織等を定めている検察庁事務章程が改正され、本年4月1日より施行されることに伴い、標記規則の所要の改正をするもの。

なお、改正点は、下記のとおりです。

### 記

第7条第1項中「監察室長」を「監察指導部長」に改める。